農業

農業用暗渠排水設置の資材費を補助

問 谷和原庁舎産業経済課（内線3104）

水田に農業用暗渠排水設置の委託工事をする場合は、資材費に対する補助金の申請をすることができます。

▼要件＝①～③の要件すべてを満たす必要があります。

①市内に住所を有し、農業用暗渠排水を施工しようとする農地の所有権または耕作権を有する者であること。

②市内に所在する農地であること。

③施工業者などに工事を委託し、年度内に農業用暗渠排水設置工事を竣工すること。

▼補助対象経費＝農業用暗渠排水設置工事に用いたパイプ類および水こうの資材費のみ

※その他の資材購入費や委託費などは補助対象になりません。

▼補助金額＝次のいずれか低い額（上限6万円）

①資材費から消費税を除いた額の1／2

②施工距離×150円／メートル

▼申請方法＝この補助金は、事後の申請は受け付けられません。必ず施工前（資材購入前）に申請してください。

申請書類一式は産業経済課にあります。事前に受け取り、必要書類を添えて申請してください。

なお、来庁が難しい方には郵送しますので、ご連絡ください。

▼申請受け付け開始＝9月6日(月)午前9時～

※補助金は予算の範囲内での交付となります。申請額が予算額に達した段階で受け付けを終了します。

くらし・環境

「もみがら焼き」は周辺環境に配慮を！

問 谷和原庁舎生活環境課（内線3306）

稲刈りが終わると燻炭（くんたん）を作るなどの目的で「もみがら焼き」があちらこちらで見受けられます。

そのため、市には、毎年もみがら焼きに伴う煙や臭いに関する苦情が多く寄せられています。

もみがら焼きをする際には「住宅地周辺で燃やさない」「風向きに注意する」など、周囲の住民の迷惑にならないよう十分に配慮してください。

農業

多面的機能支払交付金事業に取り組みませんか

問 谷和原庁舎産業経済課（内線3104）

多面的機能支払交付金事業は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するものです。

具体的には、農業者や地域住民により設立された活動組織が、水田や畑の農地維持や資源向上のための草刈りや水路の泥上げ、農道などの施設の軽微な補修に取り組む活動を支援します。

現在、市内では22組織が本事業に取り組んでいます。

詳しくは、産業経済課までお問い合わせください。

お知らせ

身近なみどりの整備・保全の提案募集

問 谷和原庁舎産業経済課（内線3104）

身近な安らぎの場や美しい景観の維持など多くの公益的機能をもつ平地林や里山林については、昨今の開発や管理放棄などにより減少・荒廃が進んでいます。市と県は、平成20年度から茨城県が導入した「森林湖沼環境税」を活用しながら、自然体験活動を行うための森林の整備や通学路・公共施設・住宅団地周辺の森林の維持・保全を支援しています。

市では、令和4年度の事業要望量を把握するため、要望量調査を実施します。森林の整備のご要望がある場合は、産業経済課までご連絡ください。

整備の条件として、市と森林所有者などにおいて10年間の森林の維持・保全に関する協定を締結し、整備完了後は、森林所有者などが森林を適正に維持管理することが必要条件となります。

▼受付期間＝9月1日(水)～30日(木)午前9時～午後5時

※土、日、祝日を除く。